

原発避難生活史：山形編（1）事故から本避難に至る道
－原発避難者訴訟の陳述書をもととした量的考察－

高橋 若菜・小池 由佳

**Life History of Nuclear Evacuees in Yamagata (1)
From Accident to Evacuation**

**Quantitative Analysis of the Statements of Plaintiffs from 200 Households
in the Fukushima Nuclear Accident Compensation Case in Yamagata**

TAKAHASHI Wakana and KOIKE Yuka

『宇都宮大学国際学部研究論集』（ISSN1342-0364）第48号（2019年9月）抜刷

JOURNAL OF THE SCHOOL OF INTERNATIONAL STUDIES
UTSUNOMIYA UNIVERSITY, No.48 (September 2019)

原発避難生活史：山形編 (1) 事故から本避難に至る道

－原発避難者訴訟の陳述書をもととした量的考察－

高橋 若菜・小池 由佳

はじめに 一目的と位置付け

本稿の目的は、福島原発事故にともない広域避難をした人々の避難生活史を、原発避難者山形訴訟における原告 200 世帯の陳述書をもととして、量的に浮かび上がらせることである。避難世帯は、従前はどのような生活を送っていたのか。事故後、放射線被ばくりスクとどのように向き合い、どのように避難を決断し、どのような避難生活を送ってきたのか。事故や避難生活により、どのような困難を抱え、何を失ったのか。帰還について、どのように考えているのか。多くは「不合理」との誹りを受け、口をつぐみながら、避難を継続しているのはなぜか。こうした一連の被害を、原発避難者山形訴訟における原告 200 世帯の陳述書をもととして、量的に把握することが、本稿の第一の目的である。

筆者らは、これまでに、新潟県の 237 世帯の原発訴訟原告の陳述書を基として、原発避難生活史を明らかにした（高橋・小池、2018、2019）。また、その結果の一部を、新潟県や新潟弁護士にも提供してきた¹。本編は、その山形県版と位置付けられる。すなわち、山形県の 200 世帯の原発避難訴訟の陳述書を基として、山形編の原発避難生活史を明らかにすると試みたものである。また本調査結果の大半は、2018 年 11 月、「福島第一原発事故による避難生活に関する量的調査～原発避難者山形訴訟における原告 200 世帯の陳述書をもととして～」と題した意見書として、山形地方裁判所第 1 民事部に提出したことも付記しておく。

なお、本稿では、山形訴訟原告 200 世帯全体の量的把握に加えて、なんらかの避難指示があった区域（以下、区域内と略称）と、避難指示がなかった区域（以下、区域外と略称）の間で、被害の出方がどのように異なっているかも考察している。ただし、山形訴訟の原告 200 世帯（735 名）だけ

では、区域内世帯数がわずか 14 世帯と少なく、傾向分析が困難であった。このため、新潟訴訟の原告 237 世帯（807 名）の陳述書量的データと合算し、437 世帯（1,542 名）としたうえで、区域内外に分けて特徴を浮き立たせることとした。山形弁護士と新潟弁護士の合算が可能となった背景や、両県の避難者層の類似性については、後述する。

1. 原発避難裁判と陳述書

最初に、原発避難者山形訴訟の位置づけについて、手短かに確認しておこう。

2011 年 3 月に起きた東京電力福島第一原子力発電所事故による被害を救済するために、損害賠償訴訟が全国各地で提訴されている²。

被害救済には、東京電力による直接請求が可能である。直接請求では、原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針に基づいて標準的な被害額が算定されている。しかし、避難指示区域外からの避難者は多くのケースで賠償対象から漏れている。そもそも加害者主導の損害賠償の在り様は、一面的で不十分であるとも指摘されている³。そこで、直接請求では不服である場合に、避難者は、簡素な原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）への申立ても可能である。しかしながら、ADR を通じた賠償額は、通常低く抑えられがちであり、多くの避難者の不服を招いている。そうした背景から、損害賠償を求めた避難者訴訟が、全国各地で提訴されるにいたった。

図 1 に、2016 年 9 月時点で、福島県外、すなわち広域原発避難に関連して避難者訴訟が起こされている 17 都道府県の訴訟人数と避難登録者数を示した。このうち、もっとも提訴した避難者数が多いのが新潟県の 807 名（237 世帯）で、二番目に多いのが山形県の 735 名（200 世帯）である。

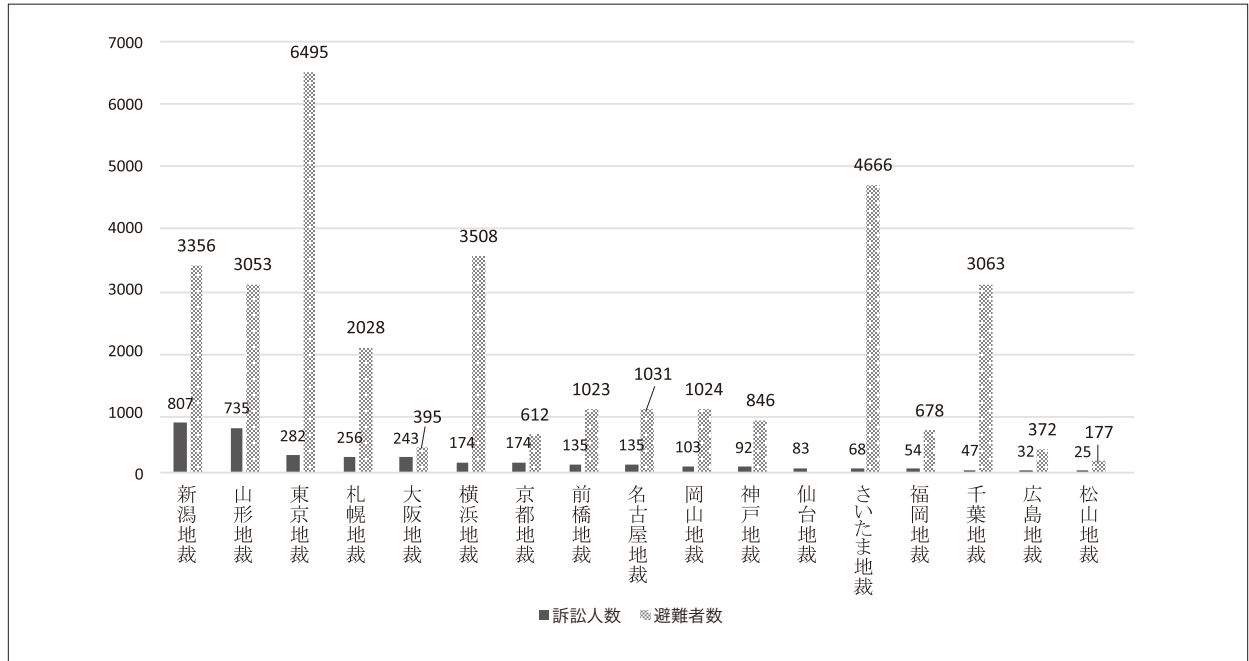


図1 原発避難者訴訟が起きている20都道府県の訴訟人数と避難登録者数（～2016.9）

出典：訴訟人数については日本弁護士連合会（2017）、避難登録者数は復興庁（2016）を参照。

※なお、宮城県内には30,699名の避難者が登録されているが、大半は津波や地震による避難と勘案され、原発広域避難と峻別ができないために、本図には反映させていない。

本稿が対象とするのは、広域避難者訴訟としては、二番目に訴訟人数が多い山形県である。

なお、冒頭に、区域内外の比較については、山形県と新潟県を合算して行うと述べた。このような判断を行なった背景として、ここでは、広域避難受け入れ県としての山形県と新潟県の共通性・類似性に触れておきたい。

まず、地理的条件である。両県とも福島県の西側に隣接し、県庁所在地は、山形市が福島第一原発からして百キロ強、新潟市が二百キロ強の距離である。それにもかかわらず、県境を1～2千メートル級の山々が連なる越後山脈や奥羽山脈に遮られており、偏西風の風上に位置するために、距離の割には、空間の放射線量がかなり低いレベルに留まっているという点でも両者は共通している。とりわけ福島県からの避難者にとって、距離の近さ（たとえば福島市から山形市までは、電車や車で一時間強、郡山市から新潟市までも約二時間）から、多くの避難者が両県を目指した。

実際、山形・新潟は、距離の近さも相まって、避難者受け入れの二大県となった。具体的には、復興庁が避難登録者数を公表し始めた2011年7月時点で、山形県が8,578名、新潟県が7,344名

となっている。この時点で、甚大被災に認定された三県を除いて、避難者受け入れ数は、全国で一、二番となっている。

さらに、この両県では、避難者層も類似している。最も特徴的なのは、母子避難率の高さである。このことは本稿および新潟編の原発避難生活史（高橋・小池、2018）においても確認できることなのだが、他の文献でも指摘されている（関西学院大学災害復興制度研究所他、2015）。車で2-3時間の距離であったがために、両県は、平日は福島で働き週末は妻子の元へ通うという母子避難を可能とするギリギリの距離であった。

他にも両県に共通しているのは、地域社会の手厚い支援である⁴。一例として、自主避難者の命綱となった民間借上げ仮設住宅を例に上げておこう。山形県は2011年5月、新潟県は同7月と、極めて早い時期から、民間借上げ仮設住宅を区域外避難者にも開放し、比較的長期にわたり受け付けた（高橋・田口編、2014）。さらに、両県は、県独自の避難者調査を重ねて行い、避難者の体系的把握に努め続けたことも付記しておこう⁵。総じて、自主避難とも呼ばれる区域外避難世帯が肩身狭い思いをしがちな中で、両県は区域外避難者

の存在を早期から認識し、ニーズを重ねて把握するよう努めていた。支援の手厚さは、行政だけではない。避難者数が同程度に多くても、例えば栃木や茨城の県では訴訟が起こされていない。これに対し、新潟・山形両県では、それぞれ200世帯を超える原告を支える弁護団が結成され、それぞれ2016年9月時点の総避難者数の24%に相当する訴訟人数を有している。原発避難問題に関わる弁護士の多さそのものも、この二県の支援の手厚さを物語っている。

以上に述べたような複数の共通性・類似性をふまえて、本稿では、両県の量的データを合算して分析を行うことに、一定の合理性を見出している。

2. 量的データ作成の経緯と手順

ここで、本意見書の資料としての量的データの作成の経緯や手順について、確認しておきたい。原発避難者訴訟では、原告の全世帯の方々が、避難に伴って並々ならぬ不安と喪失を経験していることを述べた「陳述書」が、裁判資料として提示されている。山形訴訟および新潟訴訟における「陳述書」は、ほぼ共通の質問項目に基づいて作成されており、避難世帯の実情を詳細かつ包括的に示すものとなっている⁶。具体的には、原告の家族構成や居住地域、勤務状況など従前の居住状況からはじまり、事故後の避難状況、避難の理由、被害状況（人格権侵害、人格発達権侵害、居住・移転の自由、ふるさと喪失）に至るまでが含まれる。

この意見書を、量的データ分析へと転換させる試みは、もともと新潟訴訟ではじまっていた。新潟県237世帯804人の避難者による訴訟は、日本最大規模である。そのため新潟弁護団事務局は、「陳述書」一式は、裁判資料としてだけでなく、学術的、歴史的にも貴重な資料になるのではないかと考え、2017年2月、筆者らに、陳述書の分析とその活用について打診した。その際、個人情報に関わる部分をマスキングした陳述書のサンプルが、複数通、申請者が共同世話役を務める「福島被災者に関する新潟記録研究会」（以下、記録研究会）に提供された。これを受けて、記録研究会は、陳述書から読み取れる被害の多様性・深刻性・普遍性を質的量的に表現する方法について、模索を進めてきた。その結果、研究会は陳述書サ

ンプルをもとに一定の質問項目リストを作成し、陳述書作成を担当した弁護士が、アンケートツールを経由して、その質問項目リストに入力する形で、情報伝達を行うこととした⁷。以上のような手順を経て、個人情報特定できない統計的データとして、陳述書の内容を可能な限り詳しく知ることができる、量的データが作成されるにいった。

本稿における量的データも、全く同じ方法を用いて、量的データへと転換された。このようなことが可能であったのは、もともと、山形訴訟と新潟訴訟の各弁護団は、定期的に意見交換も行うなど協同しており、陳述書も共通のフォーマットに基づいて作成をすすめていたことによる。このため、新潟訴訟の量的データののための質問項目リストは、そのまま山形訴訟における陳述書の分析にも適用可能となった。こうして、新潟訴訟237世帯のデータに次いで、山形訴訟全200件の量的データが作成されるに至った。

以上のような手順を経て、個人情報を特定できない統計的データとして、陳述書の内容を可能な限り詳しく知ることができる、量的データが作成されるにいった。ただし、量的データには、新潟訴訟237世帯のデータがそうであったように、家族構成や居住地域など、複数の項目を中心に、若干の入力ミスと見受けられる箇所も存在した。そこで、記録会は、弁護団事務局と協力して、ローデータを陳述書本文とも照合させて確認作業を行い、量的データの精度向上をはかった。

3. 量的データの統計的留保

以上に述べた量的データは、避難世帯の多様な生活状況をうかがい知るには有効である。ただし、統計的には、若干の留保が必要である。第一に、今回の記述はあくまでも裁判に参加した避難世帯についてのものであり、山形や新潟への避難世帯全体を代表するものではないということである。裁判に参加しているという点において、全体と比べて、避難生活上何らかの困難を経験している割合が高いかもしれない。一方で、困窮の度合いが極めて厳しい世帯は、陳述書を作成する余裕もなく、裁判に参加する機会も得ていないかもしれない。そうした傾向は、筆者らが別途行った質的調

査からすでに明らかになっている⁸。他方、裁判に参加するという点において、東京電力や政府に対してより不服に感じる割合が高い可能性もある。これらの可能性に鑑み、データの記述に際しては、あくまでも裁判に参加している避難世帯についてのものであることを確認しておきたい。

第二に、本量的データは、調査対象者に対して同一条件の調査によって集められたわけではないということである。通常、質問紙調査をおこなう際には、すべての対象者に同じ質問項目を提示することを方法論上の条件としている。だからこそ母集団における代表性が担保される。しかし今回のデータは、あくまでも陳述書に書かれている内容をもとに、調査票の各項目に該当するかどうかを陳述書作成を担当した弁護士が入力する形式をとっている。この際、作成されている陳述書に、調査項目のすべてが網羅されている保証はない。つまり、ある被害に関するデータがないのは、その項目に当てはまらないからかもしれないし、尋ねられていないだけかもしれない。しかし、両者を分別することはできないのである。このようなデータ収集の特性を踏まえると、それぞれの項目において、該当する割合が全体的に低く析出される可能性が生ずる。以上のような留保を踏まえ、本意見書は、具体的な数値を厳密に出すというよりは、全体的な傾向を示すことに主眼をおいていることを、断りおきたい。

4. 考察の方法—全体把握と区域内外避難の比較

以上に述べた量的データを用いて、本稿では、福島原発事故やそれに伴う避難による生活への影響について、全体傾向の確認と区域内外比較を行う。具体的には、山形訴訟原告全200世帯の状況を把握し、さらに山形訴訟200世帯と新潟訴訟237世帯を合算して437世帯とし、それらを「区域内避難」（一度でもなんらかの形で避難指示があった区域をさす、以下、区域内と略称）73世帯、「区域外避難」（一度も避難指示が出されなかった区域をさす、以下、区域外と略称）364世帯の順に並べて被害の出方を比較対照し、被害の多様性や深刻性を把握することをめざす。なお母数は、基本として、山形が200世帯、区域内避難は73世帯、区域外避難は364世帯である。ただ

し、問によっては、対象者が回答をスキップしていて、少なくなっている場合もある。また、問の内容からして、該当しない世帯については、母数から除いているケースもある。こうしたケースでは、母数がそれぞれ総世帯数よりも少なくなっている場合もあることを断りおく。逆に、子どもの人数など、世帯数ではなく、のべ人数で把握したところもある。こうしたところでは、母数はむしろ世帯数よりも多くなる場合もあることを付記しておく。

ところで、先述の通り、山形県では原告団200世帯のうち、7.0%が区域内、93.0%が区域外であった。新潟県の区域内24.9%、区域外75.1%よりさらに区域外の割合が高い（図2参照）。2014年の山形県による避難者調査では、31.2%が避難指示ありで、68.8%が避難指示なしに避難をしていたが、本調査における区域外の割合はそれよりさらに高い（山形県広域支援対策本部避難者支援班、2014）。同様に2014年度の新潟県による避難者調査では、過半数が区域外出身であったが（高橋、2014）、本調査における区域外の割合は、さらに高い。このこと自体が、区域外避難世帯の経済的な苦境と、支援や補償が欠落していることを物語っている。

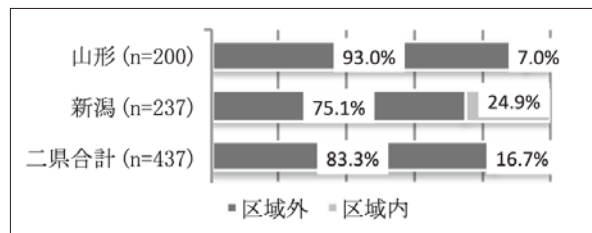


図2 原告世帯の内訳

1. 対象者の基本的属性

それでは、まず、避難世帯の基本的属性から確認していくとしよう。

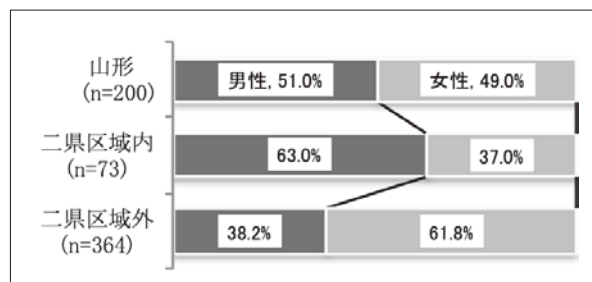


図3 陳述書作成者

1. 陳述書作成者 (問 6)

図3は、本調査データのもととなる陳述書作成者について確認したものである。山形県では男女ほぼ半々だが、二県を合同してみると、区域内は63.0%と男性が多いのに対し、区域外では61.8%が女性である。区域内外で陳述書作成者に差異がみられたのは、区域外避難に母子避難、夫婦分離が多いという事実とも整合している。

2. 事故前の居住地

次に、対象者の事故前の居住地区について、図4より確認しておこう。山形県で際だっているのは、県北が8割を超えたことである。福島県北では避難指示がないながらも、県庁所在地の福島市や伊達市など、線量が高い地域が散在している。山形は、県北からの交通アクセスが一時間とよく、通勤も可能であった。県北からの避難が多いことは、前掲の山形県調査とも合致しており、県北の母子避難世帯の一大受け皿となったことが改めて確認できる。

ところで新潟県での区域外避難は、県北、県中・県南、浜通りがそれぞれ3割程度と拮抗していた。両県の差異の背景には、山形県は県北、新潟県へは県中・県南から、より交通アクセスが良いという事情も控えている。県北、県中・県南地域はまとめて中通りとも呼ばれ、福島市、郡山市という30万都市を抱える。その中通りからの避難が、山形・新潟の二県区域外避難の91.8%を占めていることは、線量が高い地点が散在しながら避難指示のなかった同地域において高い葛藤があったことを窺わせる。

なお、山形県の避難者の1割は、浜通り出身であり、その大半が区域内避難に該当する。区域内は、田村市の一部(県北に該当)をのぞき、ほぼ

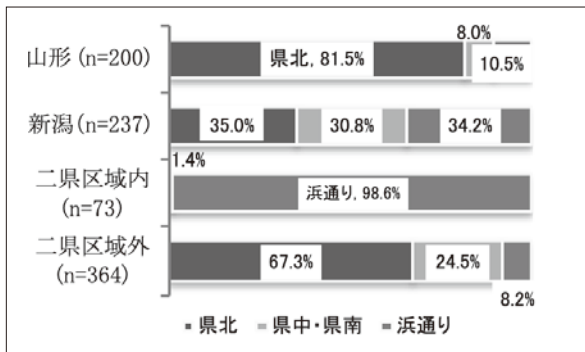


図4 事故前の居住地

浜通りに位置しているため、区域内の殆どが浜通り出身となる。

3. 家族構成 (問 7、問 8 に基づく)

図5は、避難世帯の家族構成と、その変化を示している。山形県全体で見れば、核家族(子育て世帯)が6割近くと最も多く、陳述書作成時には51.5%とやや減少した。顕著な減少が見られたのは、三世代家族(22.0%→8.0%)と核家族(15.0%→7.5%)である。かわりに、ひとり親世帯(1.5%→28.0%)や単身世帯(2.5%→5.0%)が激増した。

次に、区域内外の特徴も確認しておこう。図6によれば、区域内では、もともと三世代家族が最も多かったが、27.4%→8.2%と大幅に割合を減らし、かわりにひとり親世帯が激増した(5.5%→19.2%)。区域外では、元々全体の6割を占めた子育て世代の核家族が、47.3%へと減少した。三世代家族や核家族(子育て世帯を除く)も19.5%→6.6%、15.6%→7.6%へと減少した(図7)。

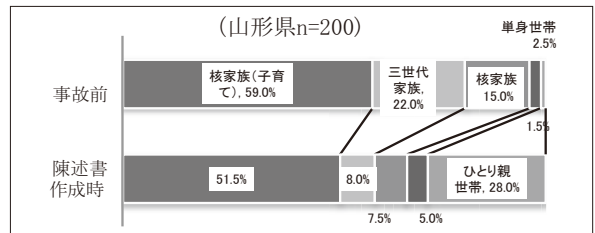


図5 家族構成の変化 (山形県)

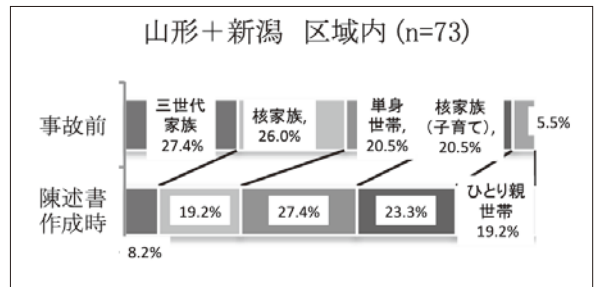


図6 家族構成の変化 (区域内)

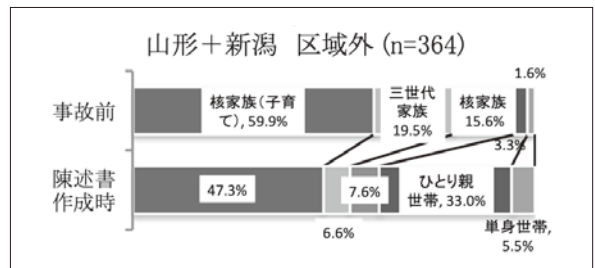


図7 家族構成の変化 (区域外)

表 1 平均世帯人数の変化

	事故時	陳述書作成時
山形県	3.93	3.26
山形県 + 新潟県	3.81	3.12
区域内避難 (n=73)	3.60	2.59
区域外避難 (n=364)	3.85	3.23

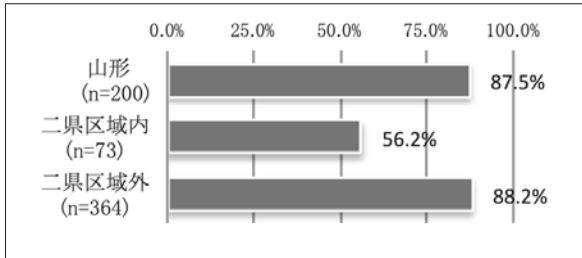


図 8 子育て世帯の割合

かわりに激増したのがひとり親世帯である。いずれも、ひとり親世帯の増加は、区域内外からの母子避難が大きいことを示している。さらに、高齢避難者の孤立化、三世帯家族の解体も、顕著であり、事故前後で家族の在り方は激変したことが顕著である。

このような家族構造の変化は、平均世帯人数の変化にも如実に顕れている(表1)。事故時、山形県平均3.93人であったところ、陳述書作成時には3.26人へと減少した。区域内避難の方が3.60人から2.59人へと減少の幅が大きい。高齢者の単世帯の増加を示唆している。

また、図8に子育て世帯の割合を示した。山形県全体では87.5%、区域外避難では88.2%が、子育て世帯に該当している。ただし、子育て世帯の割合は、区域内でも半数を超えていることも付記しておこう。子を守るための避難という特色が強いことが改めて確認できる。

4. 震災当時の居住形態 (問 11)

図9に、事故前の居住形態を示した。山形県全体でも、区域内外いずれにおいても持ち家が6割、

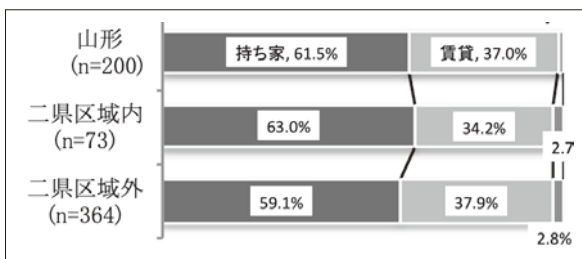


図 9 事故前の居住形態

賃貸が3-4割と大差がない。ただし、持ち家の中でも、実家に住んでいるケースは区域内では半数近くにみられ、区域内の三世帯世帯の多さを裏付けている。

5. 震災時の就労状況 (問 10)

続いて、震災時の就労状況を表したのが、図10、図11である。山形県では男性の71.5%がフルタイムで働いており、自営業12.5%を含めれば84%が職に就いている。区域内外比較では、区域内避難世帯における、自営業の割合が15.1%と高く、一方区域外避難では、フルタイム従事者の割合が高い。

逆に女性は、山形県では無職が34.2%と高く、とりわけ区域外では38.5%を占めていた。フルタイムで働く割合は、全体は31.6%であったが、区域内は47.2%と、区域外25.0%よりも顕著に高くなっている。区域外の方が子育て世帯率が高いことと合わせ考えれば、区域外避難者層では、女性の就業率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブに合致していることがわかる。

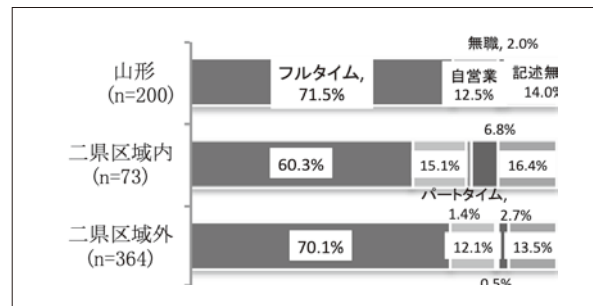


図 10 事故前の男性の仕事

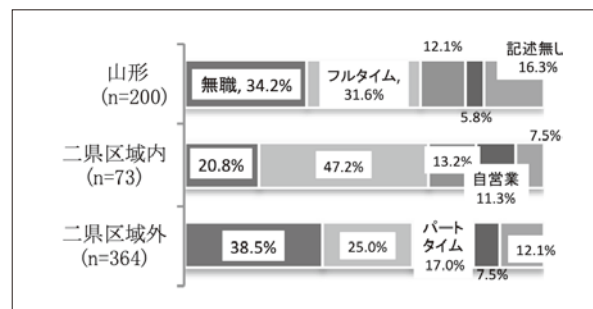


図 11 事故前の女性の仕事

6. 小括

本節では、どのような世帯が避難しているのか、

その基本的属性を確認した。ここで明らかになった特徴を確認しておこう。

第一に、山形では区域外避難が全体の9割強を占め、その大多数は、子育て世帯であるという点である。国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部『グラフで見る世帯の状況』2012年）によれば、震災前年の2010年、児童のいる世帯割合は全国25.3%（福島県は26.2%）であった。これと比べれば、避難世帯の87.5%が子育て世帯というのは、極めて高い割合である。

第二に、持ち家が6割近く、賃貸が3割強と、持ち家からの避難の方が多という点である。ただし、福島県の2008年の持ち家比率は68.8%であったことを踏まえれば⁹、持ち家比率はむしろ県平均より10%低い。このことは、住居代替性の低い持ち家層にとっての、避難の困難性を示唆している。

第三に、世帯人数についてである。2010年の県平均が2.82人（国勢調査に基づく）であったことからすれば、避難世帯は平均より遥かに高かった。子育て世帯が多いことが、要因であろう。これに対し、避難後は激減する。とりわけ区域内では、平均世帯人数が、1.0人以上も減少した。区域内では、三世帯世帯の解体や、単身世帯化が急激に進行したのである。他方、子育て世帯が9割近くを占める区域外では、三世帯家族の解体とならんで、母子避難によるひとり親世帯が激増した。いずれの変化も、対象者が、従前住み慣れた土地でのコミュニティから切り離され、孤立化、アトム化を深めることを意味している。避難生活の質の低下が免れ得ないことが、示唆される。

II. 原発事故と初期避難

それでは、避難世帯が、いつどのように事故を知り、避難を決断したのだろうか。その結果、どのような困難を抱えるに至ったのだろうか。以下にデータをみていくとしよう。

1. 事故を知った経緯 (問 13)

図 12 に、原発事故を知った経緯を示した。山形県では、報道を通して知った世帯が76%と圧倒的に高く、近所の人や親戚、知人に聞いた割合は1.5割程度である。こうした傾向は、山形・新

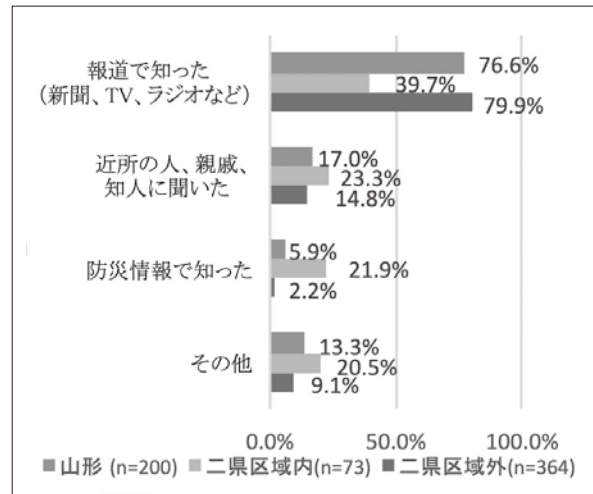


図 12 事故を最初に知った経緯

潟二県の区域外避難世帯の特徴ともほぼ合致する。一方、二県の区域内避難世帯（以下、区域内）では、「報道で知った」が39.7%と最も高いが、「近所の人、親戚、知人に聞いた」「防災情報で知った」も2割を超えた。その他では、爆発音を聞いた、原発で勤務していたという回答もあり、切迫した状況もあったと推測される。

2. 事故直後の初期対応 (問 15) と避難のタイミング (区域外避難) (問 14)

では、事故情報に接した避難者たちは、いつ避難をしたのであろうか。図 13 によれば、山形県では「すぐに全員で避難した」とする回答は28.3%であった。裏返すと7割強の世帯はすぐに避難をしていない。その分、最も回答が多かったのは、「TVやネット等を通じて調べた」が29.8%であり、「家族や知人等と相談した」(19.7%)、「家の中で、換気扇を止める、窓を開けない等自衛策を取った」(25.6%)といった対応が多かった。こうした初期対応は、2県区域外とも共通しており、大半は情報に接したと同時に避難したわけではないことがわかる。なお「すぐに母子だけで避難した」ケースも18.7%あり、母子避難の起源は、このときに既にはじまっている。

一方、区域内避難世帯の75.3%はすぐに避難をしていた。ただし、ここで確認しておきたいのは、区域内避難の全員が、避難指示により避難をした訳ではないことである。図 14 は、区域内避難者による避難のタイミングを表している。これによれば、区域内でも避難指示によって避難した

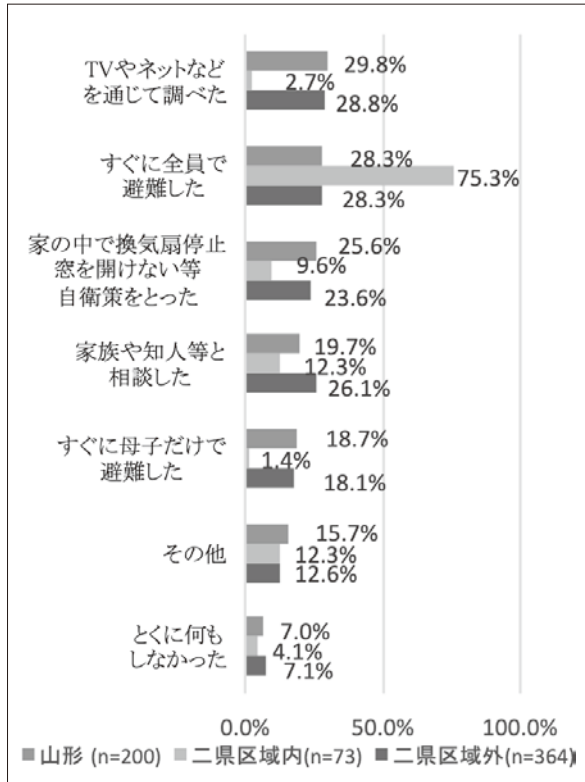


図 13 事故後の初期対応

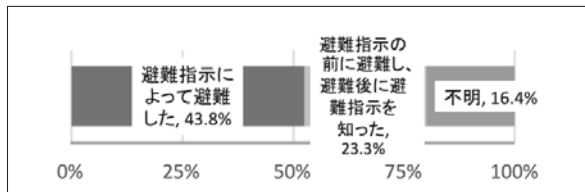


図 14 避難の理由 (二県区域内, n = 73)

世帯は、43.8%と半数を大きく下回り、23.3%は避難指示前に既に避難し、避難後に指示を知ったことが確認できる。区域外避難者は、無論、避難指示がないため、二県合わせると、原告避難世帯全体の9割超が、避難指示なきまま避難をしたことになる。避難指示によらない避難の多さは、前掲の山形県調査(2013年実施)他の自治体調査や、他文献でも確認できる¹⁰、共通した傾向である。

3. 最初に避難した時期 (問 16)

ただし、最初に避難した時期は、区域内外、また元居住地域別で、大きく異なっている。図15によれば、山形県(区域外避難が93%)と二県区域外は2011年3月14日までに避難した世帯がいずれも4分の1程度であり、同3月末までの避難が3分の1、同4月以降が4割程度となった。これに対し、区域内避難者の83.6%は2011年3

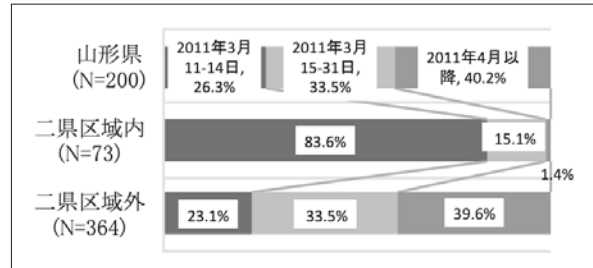


図 15 最初に避難した時期

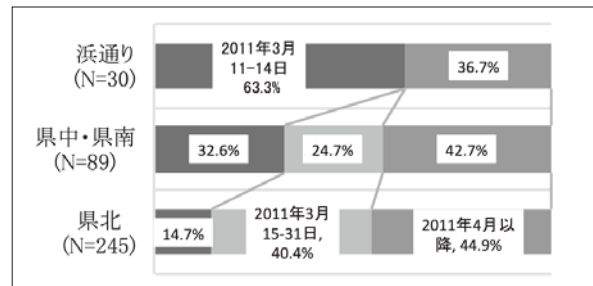


図 16 最初に避難した時期 (区域外避難、地域別)

月11日～14日と、初期避難の時期が早かった。同じく避難指示がなかった地域においても、地域によって最初に避難した時期に大差があることが、図16から読み取れる。すなわち浜通りは6割以上が2011年3月11日～14日に避難していた。これに比べて、中通りでの最初の避難時期は概して遅く、2011年3月15日以降の避難が県中・県南通りでは3分の2、県北は85%にもものぼった。3月15日未明、2号機の原子炉格納容器が破損し、大量の放射性物質が飛散しているが、大半の世帯は、大量拡散後に避難したことになる。なお、最初の避難時期が2011年4月以降である世帯のなかでは、2011年7月8日と、とりわけ夏休み前後が多くなっている。2013年になってから最初の避難をした世帯もあった。一定の時間を経過してから避難があった背景に、事故後は情報公開されなかった放射能拡散と汚染が次第に明るみになったという事情が控えている。

4. 初期避難のきっかけ (問 17)

前項(Ⅱ.2)にて述べたように、区域内でも半数以上、区域外では全世帯が、避難指示なきまま初期避難を選択していた。なぜ、避難者たちはそのような選択を行ったのだろうか。図17によれば、最も多かった回答は、「子どもや胎児への健康影響への懸念・不安」である。山形県全世帯のうち64.5%、区域外(2県)に限れば72.0%の世

帯が選択していた。

一方、区域内避難では「避難指示が最初からあった」(42.5%)が最も多く、「知人や家族から避難を勧められた」「子どもや胎児への健康影響への懸念・不安を感じた」がそれぞれ3割程度と続いた。

区域外避難者に突出して多かったのは、「指示はないが、ネットなどで色々と調べた」(40.9%)、政府の発表に不信をもった(26.6%)であり、「自分で入手した機器ではかり、生活圏内での(放射性物質の)数値が高かった」「子どもの健康状況に異変を感じた」ケースも1割前後となった。「成人の将来の健康影響に不安を感じた」との回答は、いずれも2割前後であった。さらには、持病があるケースなどもみられた。初期避難を決断する背景には、強い不安と動機、そして多様な情報入手努力がひかえていたことがみえてくる。

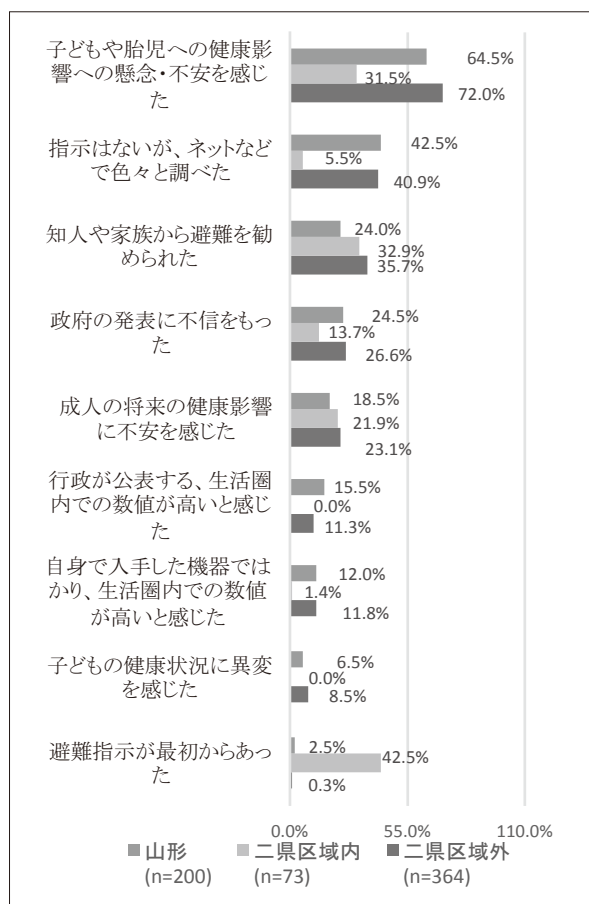


図17 初期避難のきっかけ

5. 初期避難の場所 (問18)

それでは、避難者たちは、どこへ初期避難をしたのであろうか。全体で最も多くを占めたのは、親戚・知人の家で、旅館・ホテルが続いているこ

とが、図18から読み取れる。区域内外避難で顕著な差異がみられたのは、「公設避難所」である区域内避難者の約7割が身を寄せたのに対し、山形県および区域外避難世帯による利用はわずか1割未満にとどまったことである。概して区域外避難世帯は避難時期が遅かった。避難所が一杯であった、あるいは肩身が狭くて入れなかった、すでに閉鎖していた、というケースが散見された。別途筆者らが行った質的調査や、新潟県による調査においても¹¹、避難場所の確保が難しかったり、肩身の狭い思いをしたりするケースがあったという証言もあり、本調査と整合している。なお、少数だが、公営住宅や雇用促進住宅に最初から案内された世帯もあった。

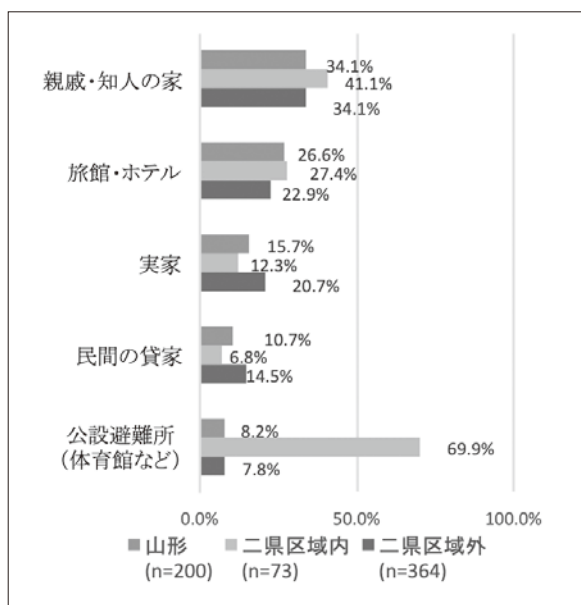


図18 初期避難の場所

6. 初期避難を行うまでの困難 (問19)

初期避難は、様々な困難や苦痛を伴うものであった。図19によれば、「移動に伴う肉体的・精神的負担」が、山形県では約4割と、最も高く析出された。区域外避難率が高い山形県と区域外避難(2県)の傾向は概ね似通っており、「子どもの心情」が、山形県では24.0%、「避難先探しの苦労」が22.5%、「移動の困難」が18.0%と続いた。なお、「夫婦間での意見の不一致」「周囲との意見の不一致」は、区域内に比べて山形県・区域外で高く、避難指示がないまま避難をすることに対する葛藤や批判など、区域外避難特有の精神的な苦労が初期段階から発生していること読み取

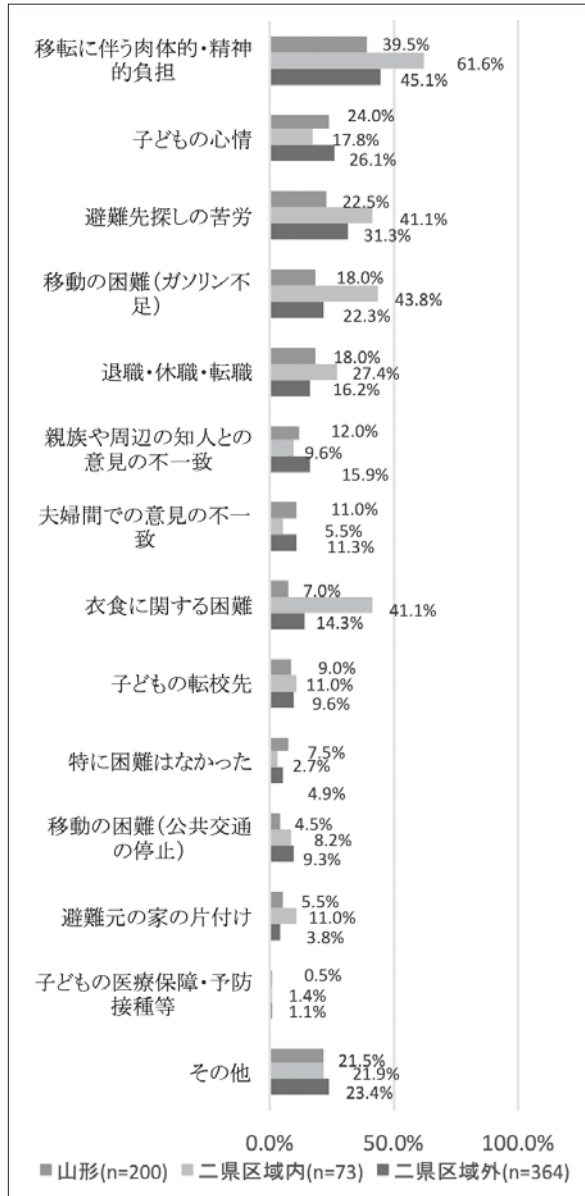


図 19 初期避難を行うまでの困難

れる。ところで、「移動の困難」「避難先探しの苦勞」は、二県区域外より山形県の方が低く析出されている。山形県における民間借上げ仮設住宅開始のタイミングが、どこよりも早かったことと整合している。

7. 初期避難中の苦勞 (問 20)

避難者の苦勞は、初期避難中にますます増大し多様化したことが、図 20 より読み取れる。何より高かったのは「経済的な負担」(46.2%)であり、「見知らぬ土地での不安感」(41.1%)も 4 割を超えた。以上は、山形県、区域内外を問わず高く析出された。

区域内で際立ったのは、「衣食に関する困難」を抱えている世帯の割合であり(41.1%)、着の身着のままの避難により抱えた困難が、その後も継続したことが窺える。このほか、区域内では、「プライバシーに関する困難」(30.1%)、多数回の避難(5回以上は23.3%)も多くみられた。

一方、山形県、区域外避難に多く見られたのは「家族から離れた疎外感・孤独感」(29.8%)であった。

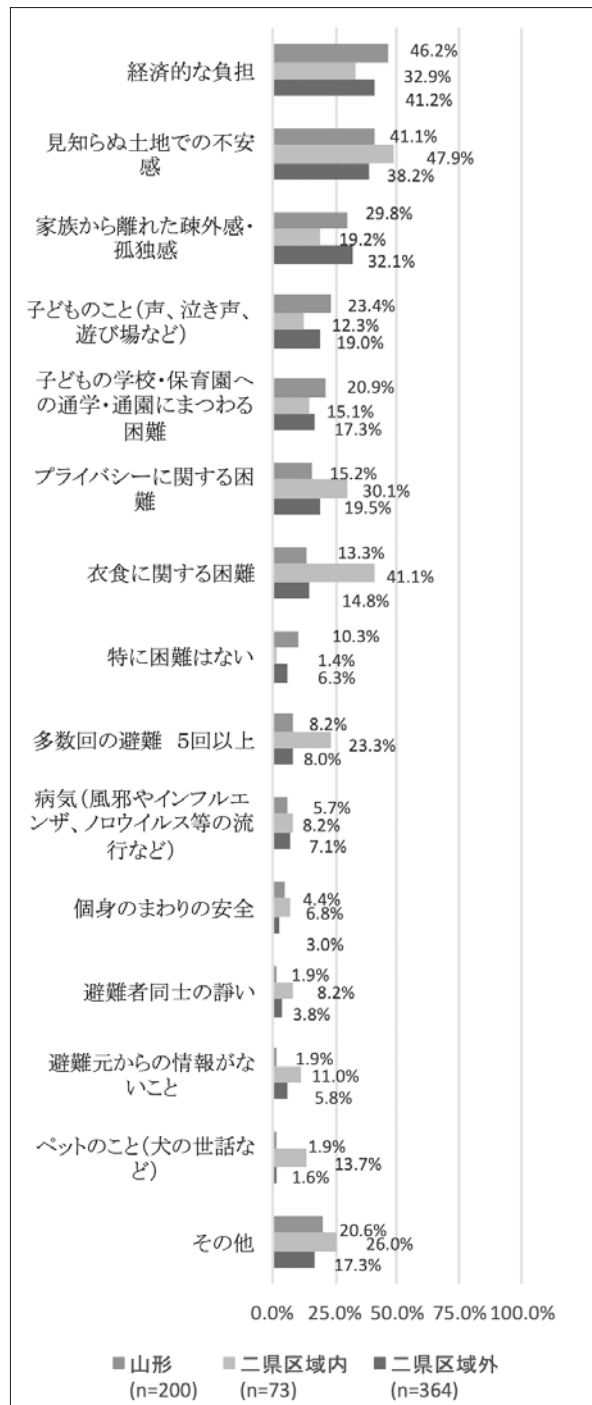


図 20 初期避難中の苦勞

8. 小括

本節では、事故後の認識や、初期避難をめぐる決断や行動について、データを見てきた。本節で明らかになったことを確認しておこう。

事故後すぐに避難した原発事故前の居住地の違いによって、行動に違いがみられる。避難指示があった地域に加え、いわき市などの浜通りからは、大量放出があった3月15日未明までに避難行動を取っている人が多いのに比べ、県北、県中・県南など、いわゆる中通りはその限りではない。大量放出後しばらく留まり、情報収集をするなかで、様々な背景から初期避難を選択している人が多い。

第二に避難指示と実際の避難は、必ずしも一致していない。避難指示があった地域でも半数近くは避難指示と関係なく避難行動をとっており、全体の9割近くは避難指示とは関係なく自ら行動をとっている。とりわけ子育て世代による避難が多いことは、放射線に脆弱とされる子どもや胎児を中心に、将来の健康影響への不安をもったという、強い動機がひかえている。

第三に、初期避難による苦労は、区域内外で異なっている。避難指示があった地域からの避難者は、大半は避難所に身を寄せ、衣食や職業などの生活の基盤を失い、プライバシーもなく、多数の避難を余儀なくされ、苦労の連続であったことが窺える。他方、指示無し地域からの避難者は、主として放射線に脆弱とされる子どもを中心に、健康不安を解消するための避難であった。避難時期が遅かったこともあり、避難所へのアクセスも限られ、経済的負担が大きく、精神的葛藤も高いことが判明した。

III. 一時帰還と本避難の決断

避難者には、初期避難からそのまま本避難へと避難先を変えながら留まった世帯もいれば、一旦

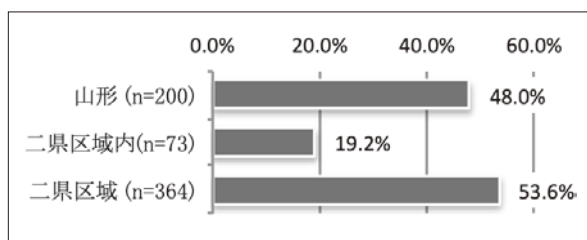


図 21 初期避難からの帰還の有無

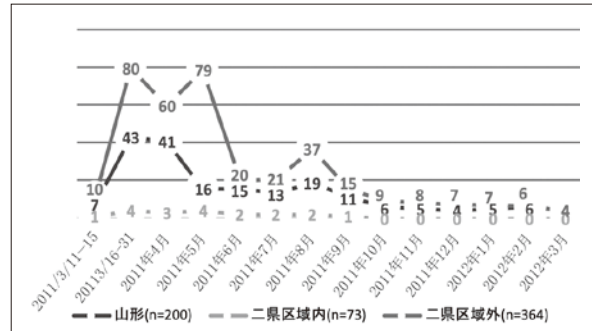


図 22 一時帰還の時期

福島へと戻った (= 帰還をした) 世帯もある。ここでは、初期避難後に、どのように本避難の決断に至ったかの経緯を追っていきましょう。

1. 初期避難からの帰還の有無と帰還時期 (問 21)

図 21 によれば、山形県からは 48.0% の世帯が一時帰還をしている。一方、避難指示のあった区域内避難は 2 割以下に留まった。

図 22 に、2011 年度内の一時帰還の時期を示した。2011 年 3 月中旬から 4 月にかけての帰還が最も多い。その後 5 - 6 月はやや減少し、夏休みを迎える 8 月頃に再増加している。2 県を合算した場合の区域外も、概ね同じ傾向を示している。これに対し、区域内は、特に目立った時期は見られない。

2. 初期避難からの帰還をした理由 (問 22)

次に、図 23 にて、初期避難から一時帰還した理由を確認しておこう。全体に、子どもの学校開始を理由に挙げた避難世帯が多かった。とくに、子育て世帯が多い区域外避難では 3 割を超える。学校再開は 4 月であり、2011 年 3 月中旬から 4 月ごろにかけての帰還が最も多いという図 22 の結果と整合している。仕事の開始も、2 割弱あった。

続いて高く出されたのは、金銭的な負担の重さ、避難所や知人宅に居辛くなったといった回答である。一方、安全だと判断して帰還したケースは山形県では皆無だった。以上からして、初期避難における生活の苦労や葛藤の高さが、主として、一時帰還の理由になっていることが読み取れる。

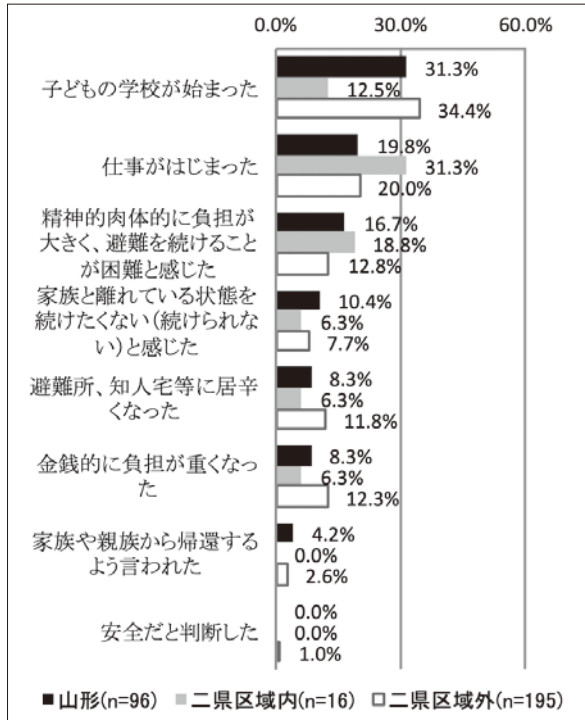


図 23 一時帰還の理由

3. 福島在住中の日常生活での不安 (問 23)

初期避難後に一旦帰還した世帯もあれば、事故から一定期間、福島に在住し続け、後に初めて避難をした世帯もある。事故後避難元で在住し続けた避難世帯にとって、福島における日常生活はどのようなものだったのか。いかなる思いを抱えていたのであろうか。

図 24 によれば、山形県で最も高いのは、「地元産の食材や水道水を使う不安」で、3分の2の世帯に及ぶ。類似の項目としては、「外遊びの制限による子どものストレス」(50.0%)、「窓を開けられない(洗濯物や布団を干せない等)不快」(36.0%) などがある。衣食住という日常生活の基礎全般に、大きな負担がかかり、不安が増大していることが確認できる。

山形県の割合が顕著に高いのは、やはり、子どもにかかわる項目であった。なかでも「子どもを被ばくさせてしまったことへの後悔」は4割を超えた。事故後の線量が高い時期に福島内に留まったことへの後悔の念のあらわれである。外遊びの制限による子どもの成長への影響不安(34.0%)、マスク着用や長袖を強いられる(28.5%)、線量が高い中で部活動などが再開される(18.5%) などがある。不安要素は、日常生活の営みから、子どもを育てる環境全般に及び、葛藤の高さが窺え

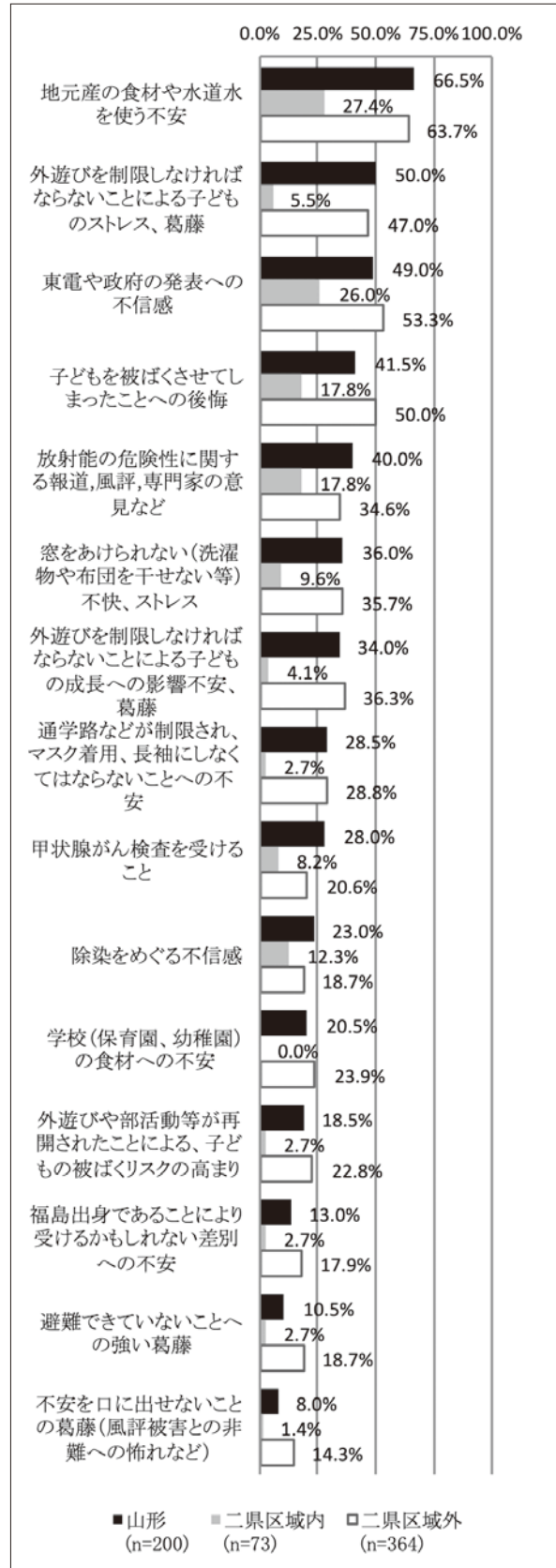


図 24 福島在住中の不安

る。こうした傾向は、2県を合算した区域外世帯の特徴とも共通している。

以上の日常生活や子育てへの不安は、「東電や

政府の発表への不信感」とも連動している。不信感 は 49.0% にぼり、区域外 (53.3%) だけでなく区域内避難 (26.0%) でも高い数字となっている。避難の線引きの在り方、除染への不信感、線量が高い方向へ避難させられたことへの不信感なども、東電や政府への不信要素を成している。さらには、差別の不安や、不安を口に出せないことへのストレス等、心理的ストレスも、区域外避難において 1-2 割析出されている。

4. 本避難のきっかけ (問 24)

以上にみた福島在住中の不安は、本避難の強い動機となった。図 25 によれば、本避難のきっかけとして、76.5% (区域外避難では 81.3%) が「将来の健康不安」と回答した。

ここで注目すべきは、「政府の発表や情報公開への不信」が高いことである。山形県では 39.5%、区域外避難では 45.3% にのぼった。

政府や情報への不信は、避難世帯による自助努力に結びついた。すなわち、自力で様々な調べた (36.0%)、線量を自ら測り線量が高いと判断した (26.0%)、子どもの成長に悪影響があると判断した (28.5%) など、悩み調べ思考した上で、本避難の判断に至る過程が読み取れる。

さらには、子どもの健康状況に異変を感じたという世帯も 1 割を超え (区域外では 18.4%)、家族 (成人) の健康異変も 6.5% (区域外では 11.3%) に及んでいた。これらの数値は、Ⅱ.3 (初期避難時) と比べて高くなっていることも指摘しておきたい。

総じて不安が高止まりしている中で、課外活動が再開されるなど、さらなる被ばくを余儀なくされる事態が進行中であった。否が応でも区域外避難者の不安をさらに高めたであろうことは想像に難くない。

5. 自ら放射線量計測自宅周辺の測定及び測定した場所 (問 25)

さて、本避難のきっかけとして、自ら入手した放射線測定器で線量をはかり、生活圏内の数値が高いと感じた世帯が少なからずいることを先述した (Ⅲ.4)。自力での具体的な測定場所について回答した対象者の割合を、図 26 に示した。山

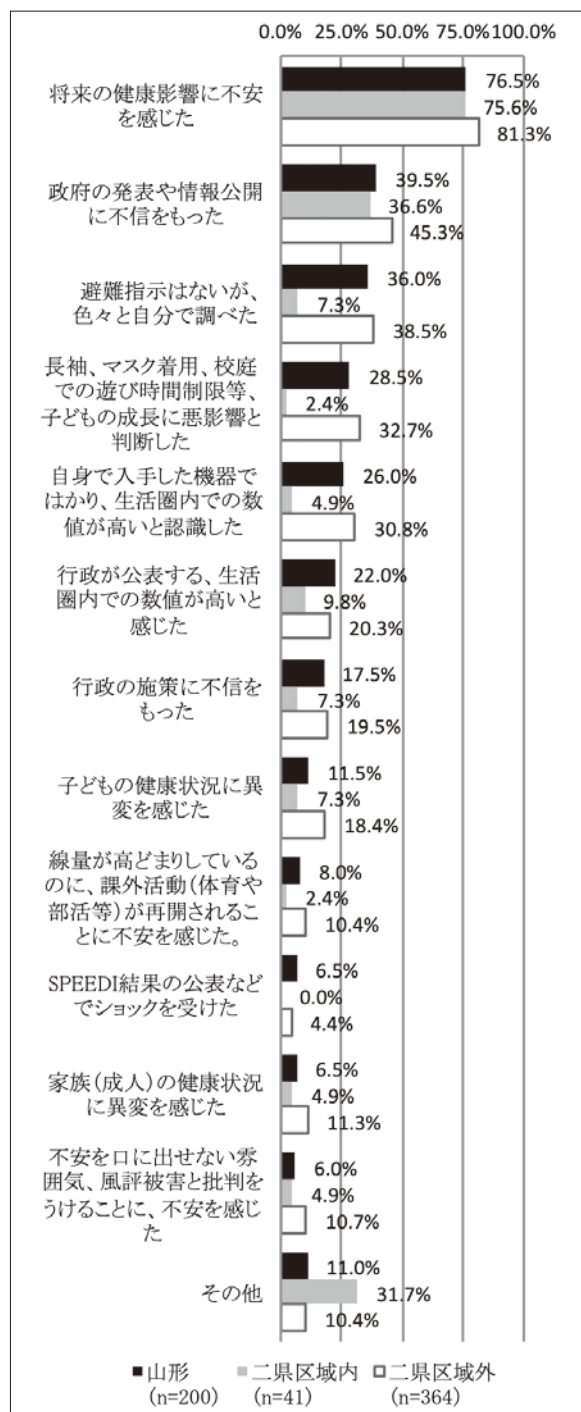


図 25 本避難のきっかけ

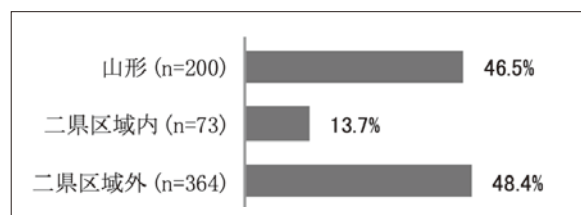


図 26 放射線の自力測定場所の回答者割合

形県、および区域外避難では、放射性測定器を入手し自ら測定する世帯は、半数近くに及んだ。一方、区域内避難者は、回答が少なかった。その背

景に、事故直後から強制的に避難をさせられたことや、行政機関による計測が行われるといった事情が控えていよう。

さて、図 27 に、自力測定をしている世帯を母数として、具体的な測定場所の割合を示した。自宅内の計測が 8 割を超え、自宅周辺が約 3 分の 2、自宅の庭や雨樋の下も半数に及んだ。複数箇所を計測している様子が窺える。通学路や公園、学校など、子どもの生活圏の計測をしている世帯もあった。

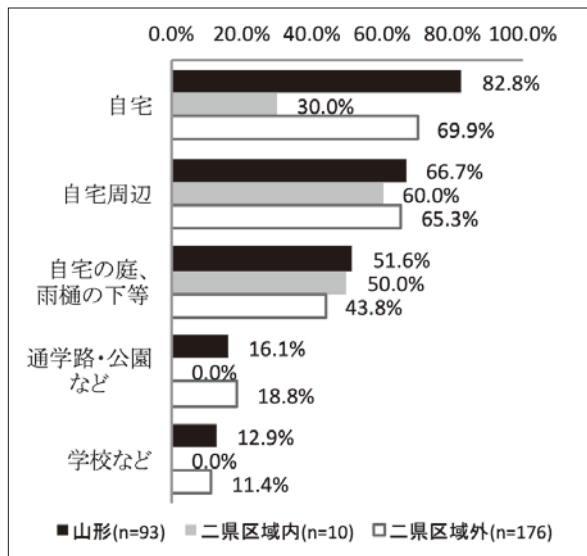


図 27 放射線の自力測定場所

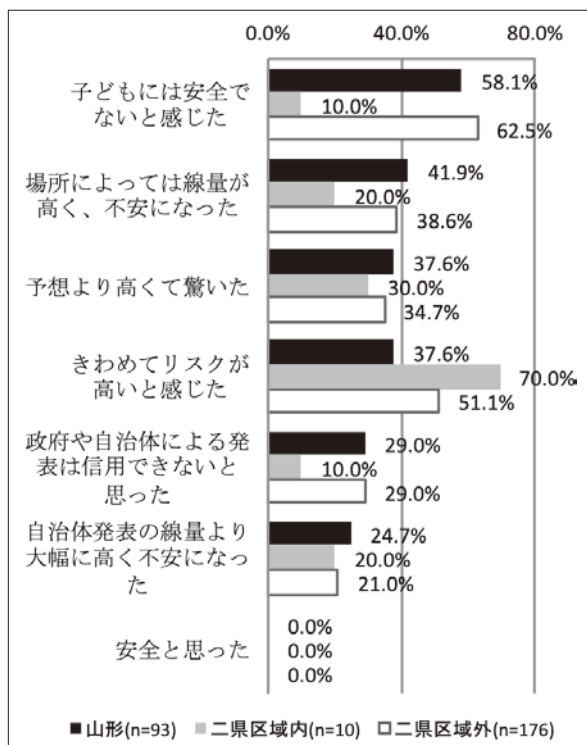


図 28 測定後の安全についての判断

6. 線量測定後の安全についての判断 (問 26)

自力で線量を測定した世帯は、その結果から安全性をどのように判断したのだろうか。図 28 に示すように、山形県では 58.1%、区域外避難世帯は 62.5% が「子どもには安全ではない」と答えた。「場所によっては、線量が高く、不安になった」「予想より高くて驚いた」「きわめてリスクが高いと感じた」「政府や自治体による発表は信用できないと思った」「自治体の発表している線量よりも大幅に高く不安になった」といった回答が、区域外避難を中心に、多数みられた。一方、「安全と思った」という回答はゼロであった。回答した全世界帯が、安全性について否定的な判断をしていたことになる。

7. 本避難前にみられた体調不良 (問 27)

本避難のきっかけとして、子どもの体調不良を挙げた回答者が 11.5% (区域外は 18.4%) や家族 (成人) 一定程度あったことは前述した (Ⅲ.4)。そこで、体調不良の具体的な症状について、確認した結果が図 29 である。いずれも避難時期が相対的に遅かった山形県ないしは区域外避難世帯において、不調の割合が高くなっている。このうち、山形県では「鼻血」が 9.5% (区域外 11.5%)、「風邪」が 3.5% (区域外は 3.3%)、「下痢」が 2.0% (区域外は 2.2%) 等となっている。その他では、めまい、だるくて動けない、蕁麻疹、アトピー性皮膚炎の発症、母乳が止まる、胃腸障害、髪の毛が大量に抜けた、不正出血などの記述があった。身体症状に加えて、パニック障害、鬱症状など、精神症状も挙げられている。一方、「早期に避難したため、体調不良を避けることができたと考えている」と

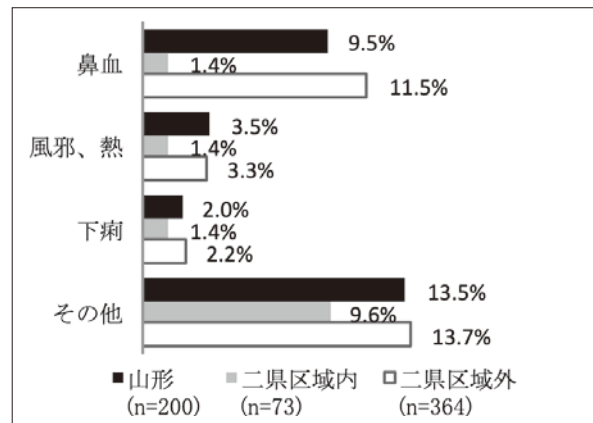


図 29 本避難前に見られた体調不良

の記述も見られた。

8. 本避難前の葛藤 (問 28)

上述のとおり、福島在住中の日常生活では、将来の健康不安を中心に、きわめて不安が高い状況にあった。しかし、本避難をすることについて葛藤がなかった訳ではない。むしろ、本避難の選択は、苦渋の選択であった。図 30 によれば、山形県では「夫など家族が離れ離れになることの苦痛」が 49.5% (区域外では 54.9%) と極めて高く析出されている。離れ離れになることによる子

もへの影響の懸念も 4 割に及ぶ。また、「金銭的負担増」、「子どもの転校・転園」、「住み慣れた家を離れる不安」など、家族離散により生活基盤全体へ甚大な負担がかかることへの苦痛や高い葛藤があったことが確認される。また、家族や知人がいる中で避難することの後ろめたさ、住み慣れたコミュニティにおける知人や家族等との意見の相違や疎外、など、心理的ストレスも多くみられた。「自主避難」という響きからは程遠い、不本意な状況下でのやむにやまれぬ決断であった様子が窺える。

一方、区域内避難で高く析出されたのは、第一に、「住み慣れた家を離れる不安」であり、「離職・転職を要することへの苦痛」も、4 割を超えた。強制的避難だからこそ、生活基盤を奪われた苦しみが如実に顕れている。

その他では、実家の近くを離れ、「妻ひとりで子育てしなければならないことへの不安」、「新築」で「設備が整っており居住環境も良好で満足していた」自宅を失う苦しみや悲しみ、部活動コーチができなくなり、「生きがい」を失った、「通勤時間が片道 3 時間」になった、など、多様な苦しみが吐露されている。

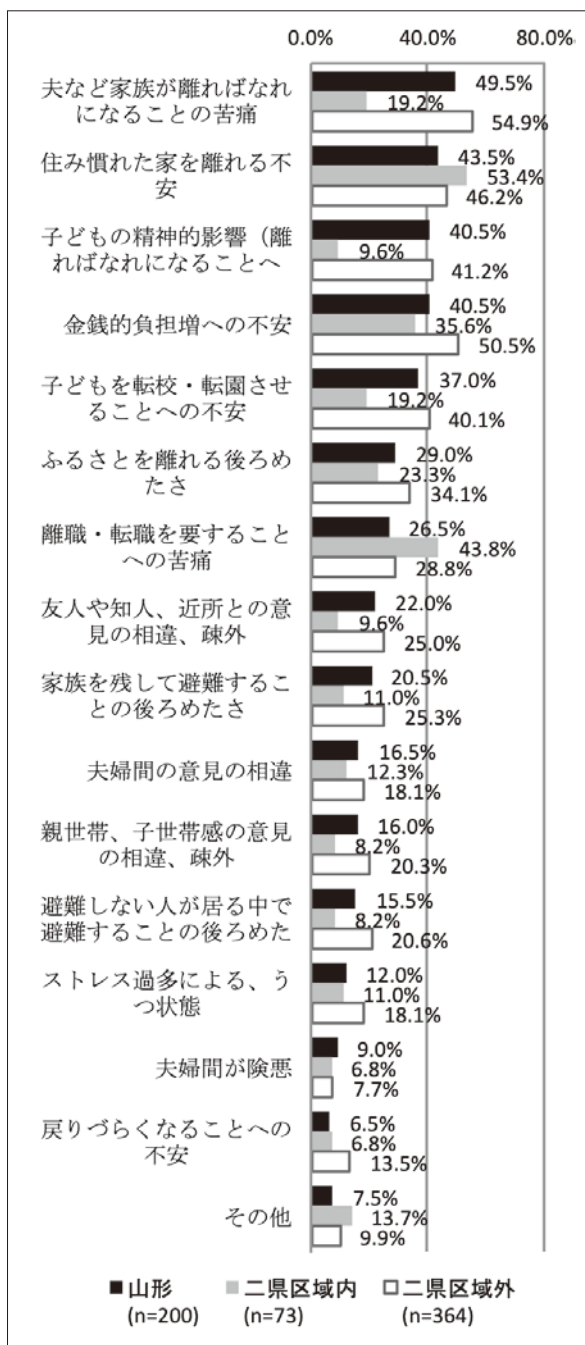


図 30 本避難前の葛藤

9. 小括

本節では、初期避難からの一時帰還や、本避難にいたるまでの行動や考え方についてデータを見てきた。ここで明らかになったことを、以下のとおり確認しておきたい。

第一に、区域内外では、一時帰還率に大きな差異がみられるということである。避難指示が出ている区域内避難世帯は、多くは一時帰還という選択肢を持たなかった。衣食の充足すら困難を抱え、移動にも不便を抱え、避難先を何度も変えながら苦渋に満ちた避難生活を継続せざるをえなかった。生活の基盤が根こそぎ崩されたことへの苦痛の高さは計り知れない。これに対し、区域外避難の半数は、一方仕事の再開や、学校の新学期の始まりにより、一時帰還を果たしたものも多い。

第二に、一旦帰還した対象者、あるいは避難をせずに留まっていた対象者たちにとって、福島における生活は苦渋に満ち、概して高い葛藤を抱えていたという点である。とりわけ目立ったのは、

「子どもを被ばくさせてしまったことへの後悔」であった。初期避難の背景に、放射線に脆弱とされる子どもや胎児を中心に、将来の健康影響への不安があったことを前述した。こうした強い懸念は、一時帰還後も続いた。当事者たちの懸念は、自身で様々な情報を集め、あるいは放射線測定を自力で行う中で、あるいは一部には体調異変が顕在化する中で、さらに強まっていく。外遊びの制限やマスク着用など尋常ではない状況で、子育てをしなければならないという悲痛な思いもあったであろう。一方で、避難をすれば金銭的負担が増し、また家族や地域からも切り離される。家族や親戚、知人との意見の相違も、疎外もある。これまでの生活を失う。概して、本避難は、様々な迷いや葛藤の中での、苦渋の決断であった様子が浮きぼりになっている。

第三に、政府や東電への不信が芽生え、大きくなっている点である。区域外避難者による不信は半数近くに及び、極めて強い。様々な情報を集め、また自ら線量を測り、自己防衛策をとるなかで、政府が言うことが合っていないと、不信が増大している。不信を抱くのは、区域外避難者だけではなかった。支援や賠償を受けている区域内避難も、4分の1の対象者が不信について回答したことも、再確認しておく必要がある。

IV. 本避難後の生活

前節までに、多様な避難経路や理由について確認した。事故直後より避難しつづけ数カ所を転々とした世帯もある。一旦避難しながら戻り、後に再避難を決めた世帯もある。高い葛藤の中でずっと福島に留まりつづけ、悩んだ挙げ句に避難を選

択した世帯もある。いずれも苦渋の避難の決断であったことが前節から明らかになった。

それでは、山形県へ本避難をするに至った避難世帯は、避難後どのような生活を送っているのだろうか。本節では、山形県における本避難生活の状況について、データを見ていくとしよう。

1. 本避難の時期（問 30）

本避難の時期は、2011年度内がほぼ9割で、2012年以降が1割という傾向が、山形県、区域内外とわず共通している（図 31）。2011年6月までに避難した世帯割合は、山形県では23.5%、二県合算した区域外では21.2%に過ぎなかったのにたいし、区域内では半数近くに及んだ。山形県で最も多いのは夏休みの34%で、年度後半も27.5%にのぼった。区域内に比べれば、山形県、区域外避難世帯の本避難時期は遅いことがここでも確認できる（図 32、33）。

2. 本避難の場所（問 31）

図 34 は、山形での本避難場所を示している。このうち、実家や親戚の家等は、全体として4%に過ぎず、地縁を辿っての避難は少なかったことが確認できる。

かわりに多かったのが、民間借上げ仮設住宅である。公営住宅・雇用促進住宅と合わせれば、避難世帯の6割（2県をあわせると7割）に及ぶ。次に多く見られたのは民間の貸家であった。一方、新規に家を購入した世帯の割合は、区域外避難に比べて区域内避難の割合が高い。区域内外で、賠償に大差があったことも、要因と推測される。

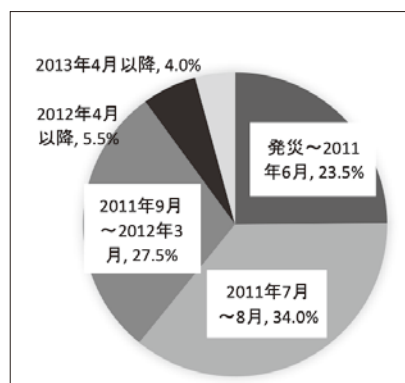


図 31 山形県への本避難時期
(n=200)

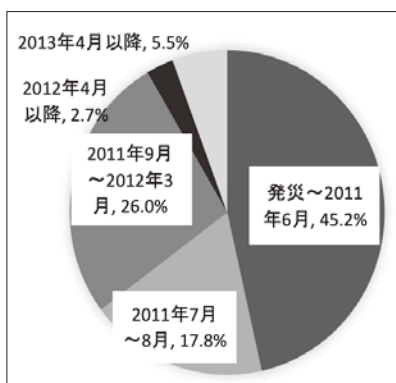


図 32 本避難時期
(二県区域内の n=73)

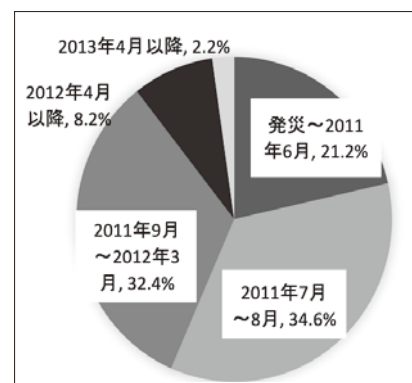


図 33 本避難時期
(二県区域外の n=374)

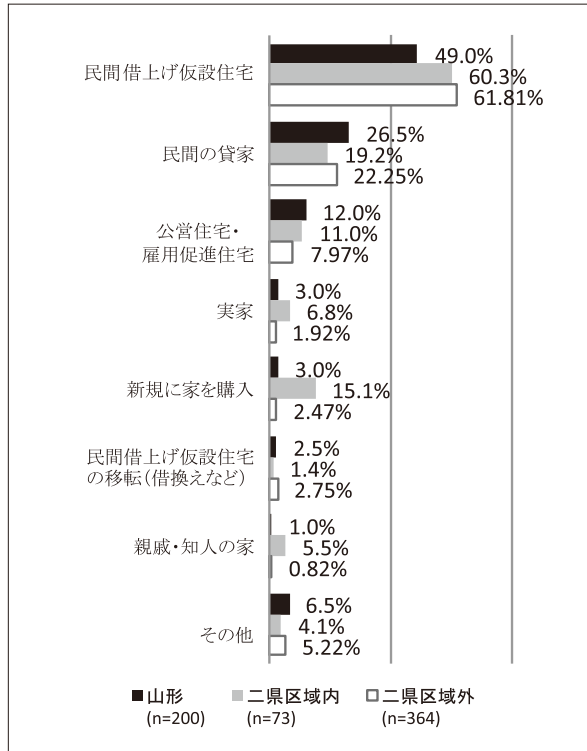


図 34 本避難場所

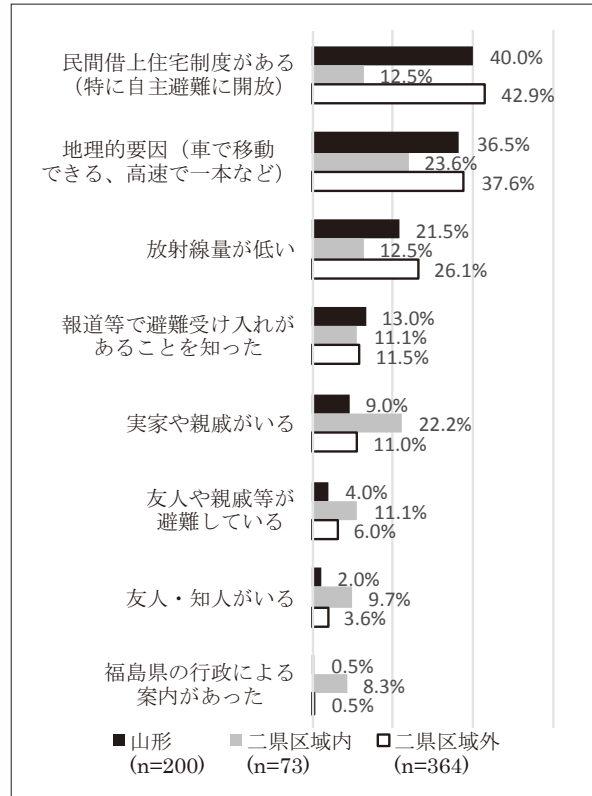


図 35 山形(+新潟)を本避難場所とした理由

3. 山形を避難先にした理由 (問 32)

次に、図 35 において、山形を避難先にした理由を確認しておこう。最大の理由は、やはり、民間借上げ仮設住宅制度の存在であった(4割)。避難世帯の過半数が民間借上げ仮設住宅に住んでいることは、前項(IV.2)にて確認済みである。山形県による民間借上げ仮設制度の開始は、全国で最も早かった。また初期より、区域外避難世帯にも門戸を開いていた。多くの避難世帯が魅力を感じたことであろう。

一方、「地理的要因」も36.5%と二番目に高い(区域外は37.6%)。米沢市から福島市までは1時間と通勤も可能な距離である。母子避難の場合で

も、車のアクセスの良さは、重要である。さらに、放射線量の低さも2割以上の避難者(区域外は26.1%)が回答した。

他方、区域内避難世帯では、地理的要因に加え、「実家や親戚がいる」、「友人や親戚等が避難している」、「友人・知人がいる」といった回答が比較的多い。区域内避難者が、バラバラになったコミュニティの中で、つながりを模索していることが窺える。

4. 本避難に対する家族や親戚の反応 (問 33)

前節Ⅲ.8において、家族や知人との意見の相違や疎外があり、本避難をめぐって葛藤が高まっている様子を確認した。図 36 では、家族や親戚の反応を確認した。このうち、区域内避難では8割強が家族皆の合意を得られた一方、区域外避難では4割強が家族や周囲の人が合意を得ることが難しい状況にあった。避難指示がない地域だからこその難しさが如実に顕れている。

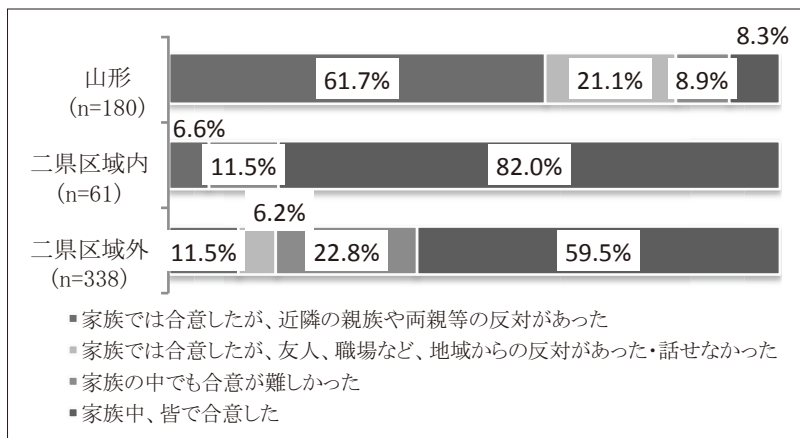


図 36 避難に対する家族や親戚の反応

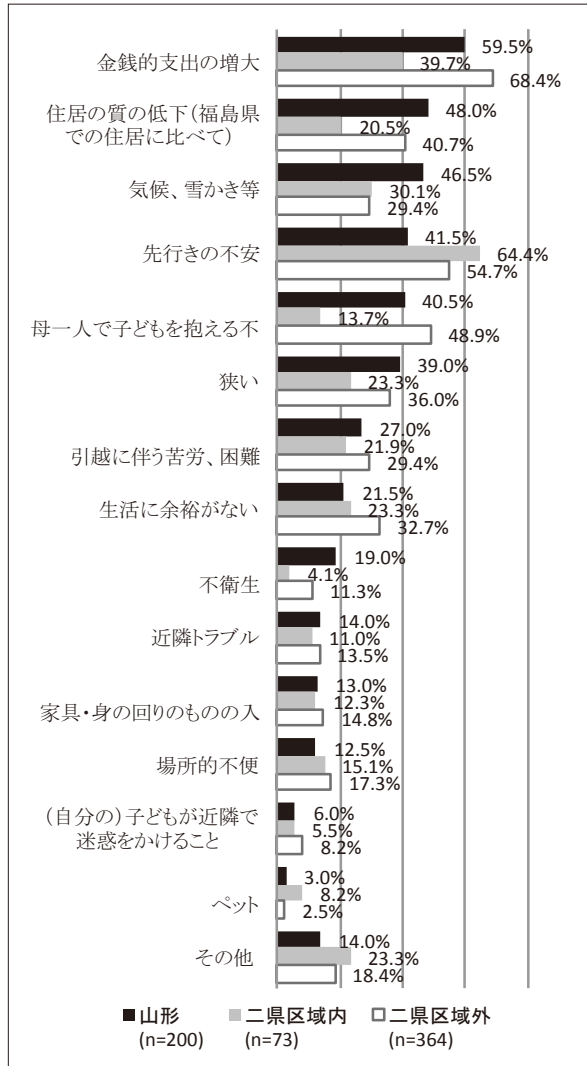


図 37 本避難開始直後の困難

5. 本避難開始直後の困難 (問 34)

以上にみたように、本避難生活は、苦渋の決断の末に開始された。生活の開始にあたって、避難世帯はどのような困難を抱えたのであろうか。

全体で最も大きく析出された困難は、「金銭的支出の増大」(59.5%)であった。区域外では68.4%とさらに高くなる。区域内外で大幅に支援や賠償が異なったことが、避難生活の安定に大きな影を落としていることが改めて確認できる。とはいえ、支援や賠償へのアクセスがあった区域内避難でも金銭的支出の増大に悩む世帯は39.7%にのぼる。なりわいも住まいも家財一切も失うなか、とりわけ高齢の単身世帯やひとり親世帯を中心に、困窮している世帯が少なくないことは確認しておきたい。

山形県で、類似の項目として高かったのは、「住居の質の低下」(48.0%)、「狭い」(39.0%)、「生

活に余裕がない」、「不衛生」、「家具・身の回りのものの入手」、「場所的不便」などであった。また「引越に伴う苦勞」「近隣トラブル」などもいずれも割と高く析出された。もちろん、そのように回答していないケースであっても、大半は、低賃料の借上げ仮設住宅に住まっている。生活の質の低下は免れ得ないであろう。加えて、「母一人で子どもを抱える不安」も40.5% (区域外では48.9%)と高く析出した。いずれも、従前の生活が根底から揺るがされている世帯が広範に存在していることが明らかである。

ところで、山形県では4番目、区域内で最大の回答率となったのが、「先行き不安」(山形県41.5%、区域内64.4%)である。事故の収束がいつになるかも分からず、また、命綱である民間借上げ仮設住宅も1年毎の更新であった。「先行きの不安」は極めて高かったことは疑いがない。

このほか「気候、雪かき等」も、46.5%と高く析出されている。2011年はとりわけ厳冬であり、日本海側では雪が例年以上に多かった。山形や新潟でも雪に囲まれた生活は、さぞ骨身にこたえたであろう。以上からすれば、本避難生活の開始は苦渋に満ちたものであったことが明らかである。

6. 世帯分離のタイプ (問 35)

図 38 に、本避難開始時の世帯分離状況を示した。母子避難による夫婦分離は、山形県では58.5%と半数を超えた (区域外避難では61.8%)。子どもを守るための避難であり世帯分離であった世帯が多いことが、改めて確認できる。また区域内外を問わず世代間の分離も29%程度みられた。

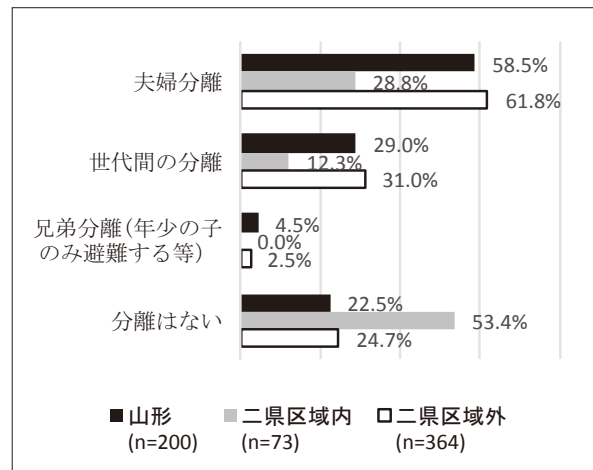


図 38 本避難開始時の世帯分離状況

一方、「分離はない」との回答は、22.5%にとどまった。いずれにしても、事故後に、家族の有り様が一変したことは疑いがない。

7. 陳述書作成時の世帯分離の解消状況 (問 36)

上述の世帯分離は、それでは陳述書作成時までには解消したのであろうか。図 39 によれば、山形県では、3 割強が「帰還による解消」とこたえた。ただし、二県合算では区域内 4.9%、区域外 24.0%にとどまるため、新潟県の方が帰還率が低く、山形県の方が高いという事情が垣間見えてくる。一方、3 割は、「解消していない」とこたえた。13%は「追加避難による解消」であった。山形県では 5 割が離散が解消していないと回答したことは、家族の離散が、不可逆的である様子が窺える。

8. 父親が福島と山形を往復する頻度 (問 46)

山形への広域避難者は、子育て世帯の避難が、とりわけ区域外において割合が高い。なかには世帯避難をした家族もあるが、母子だけの避難の割合も、既に確認したように半数以上と高い。図 40 は、そのような世帯の父親たちの福島と避難

先を往復する頻度について、示したものである。山形県では 1 週間に 1 回が 7 割近くと、二県合算 (区域内は 30.8%、区域外は 55.8%) より高くなっている。「1 か月に 2~3 回」が 27.4%と続く。山形県の避難者の 8 割は県北出身であることは上述した (図 4)。たとえば、その中心である福島市から山形県米沢市までは、在来線でも 47 分、車では国道 13 号線で、約 1 時間であった。他県に比べれば近距離であることが、頻繁な往復を後押ししたものであると思われる。とはいえ、車であれば栗子峠という難関は経なければならない。冬季の豪雪地帯の運転によるリスクが精神的に負担であった、夜中に到着することによる肉体的疲労があった、などの記述もある。父親たちへの負担もさぞ大きいものと推測される。

9. 小括

本節では、本避難後の生活についてデータを見てきた。ここで明らかになったことを、以下に確認しておこう。

第一に、本避難の時期も形態も、初期避難と同様に、区域内外で明らかな差異がみられた。避難指示が出ている区域内避難世帯の大半は、部分的に許可されたごく短時間の一時帰宅をのぞき、初期避難から一時帰還することはなかった。一次避難所が閉鎖されるのは概ね 2011 年 7 月であるが、避難世帯の半数近くが 2011 年 6 月まで、7 割方が 2011 年 8 月あたりを目処に、本避難生活場所へと移転をしていった。

一方、山形県の避難者の大半は、およそ新学期が始まる頃に一時帰還をし、あるいは事故後も福島に留まりつづけた。山形県 (および区域外) の世帯の 4 分の 3 は、2011 年 7 月以降に本避難に踏み切っている。子どもの学校の学期にあわせて、夏休みに避難する、年度末に避難する、といった世帯が少なかったことの裏付けである。さらには、発災後 1 年たってから避難した世帯もあった。

子どもを守るための本避難は、多くの世帯で区域外避難世帯の母子避難・夫婦分離を招いた。さらに、区域内外を問わ

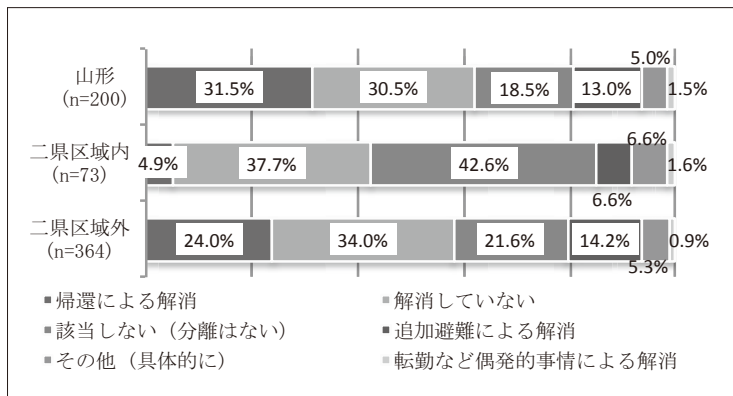


図 39 陳述書作成時点の世帯分離の状況

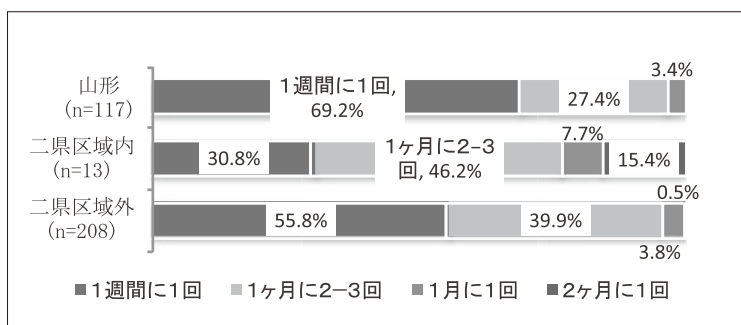


図 40 母子避難中の父親が避難先を往復する頻度

ず、世帯分離も促進した。本避難は、家族の形に深刻な影響を及ぼし、幅広い孤立化を招いていったのである。

第二に、こうした本避難生活を支えるのに決定的な役割を果たしたのが、民間借上げ仮設住宅であった。支援や賠償へのアクセスが極めて限られた避難者にとって、正に命綱としての役割を果たしたことが改めて確認できる。とはいえ、避難生活は快適であったとは言い難い。前節で紹介した避難前の葛藤は現実のものとなった。住み慣れた福島で家族や親戚、コミュニティと離れ、後ろめたさを抱え、疎外感を感じながら、金銭的に切迫した状況で、生活の質を大幅に落とし、息をひそめるように避難生活を開始した世帯が少なからず存在することが、本節のデータから明らかになった。さらに、民間借上げ仮設住宅は毎年更新され、いつまで続くかもわからなかった。先行きが見えない不安に押しつぶされそうになりながらの、避難生活の幕開けである。

なお、母子避難の開始は、福島に残り働きつづける父親たちの、福島との度重なる往復も招いた。妻子と離れた福島での生活、車での長距離移動による苦難はいかばかりであったか。

後編では、避難世帯の苦悩、失ったものを、さらにおっていく。

謝辞

本研究の一部は、科学研究費補助金（基盤研究(C)No.15K11928「広域災害支援におけるフロネシスの継承に関する学際的研究～新潟県を事例として」）によった。

本研究のデータ収集に関して、入力やデータの精度に協力頂いた山形弁護団の弁護士の方々、とりわけ安部敏氏、及川善大氏、また新潟弁護団の弁護士の方々、とりわけ近藤明彦氏、遠藤達雄氏、二宮淳悟氏に感謝する。本稿のデータ整理について、宇都宮大学国際学部研究支援員の内田啓子氏による協力に感謝する。

査』第2章（高木竜輔・小池由佳）、第3章（阪本公美子）に掲載している。同調査の業務チーム内での議論は、本稿の分析に大いに役立った。この場を借りてお礼申しあげる。

² 原発損害賠償訴訟の広がりについては、高橋・小池（2018, 51）にて、全国地図を用いて分布を示しているので参照されたい。

³ 除本、2013。

⁴ 山形県の支援の厚さは、山根（2013）、新潟県については高橋編（2016）よりも窺い知ることができる。

⁵ 山形県は、平成23年度より、危機管理課の中に復興・避難者支援室が立ち上げられ、本稿執筆時点（2019年5月）で、平成30年度分まで毎年避難者アンケートを行い、その調査集計結果や概要を全てインターネットに掲載している（https://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/020072/fukkou/anketo/hinansya_enquete.html）。新潟県も、震災復興支援課 広域支援対策係が、本稿執筆時点（2019年5月）まで毎月の避難者数や関連情報をインターネット上に掲載している。また避難生活の現状と意向についてのアンケート調査を毎年行っている（平成30年度分については以下のホームページに掲載：<http://www.pref.niigata.lg.jp/shinsaifukkoushien/1356909351361.html>）。さらに新潟県は、2017年度より「原発事故に関する3つの検証：福島第一原発の事故原因の検証」、「原発事故が健康と生活に及ぼす影響の検証」、「万一原発事故が起こった場合の安全な避難方法の検証」を進めた。このうち健康と生活に関する検証の中で、「避難生活に関する総合的調査」を行った（新潟県）。これは、他の行政でも類を見ないほど、大規模かつ詳細な避難者調査と位置付けられる。

⁶ 新潟および山形の弁護団によれば、新潟、山形、群馬、埼玉の原発避難者訴訟は、弁護団が緊密に互いに連絡をとり、連絡会議も頻繁に行なっている。また陳述書については、同じフォーマットで作られたため、構成がほぼ同一のものとなっている。

⁷ 質問リストは、高橋他（2018）の資料3を参照のこと。

⁸ 高橋他（2018）第4章～第7章。なお、高橋他（2018）資料1に、原発避難者の証言データ（大人15名、子ども11名）を掲載。

⁹ 総務省統計局（2018）。

¹⁰ 関西学院大学災害復興制度研究所（2015）。

¹¹ 高橋他（2018）、新潟県（2018）。

参考文献

関西学院大学災害復興制度研究所，東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN），福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）編（2015）『原発避難白書』、人文書院。
厚生労働省大臣官房統計情報部（2012）『グラフで見る世帯の状況』。

総務省統計局（2018）『社会生活統計指標－都道府県の指標－2018』「社会生活統計指標 H。

¹ 本稿に先立って、裁判の陳述書量的データの一部を用いた分析内容を、『2017年度新潟県委託 福島第一原発事故による避難生活に関するテーマ別調査業務調査研究報告書－子育て世帯の避難生活に関する量的質的調

- 居住」。
- 高橋若菜 (2014) 「福島県外における原発避難者の実情と受入れ自治体による支援: 新潟県による広域避難者アンケートを題材として」『宇都宮大学国際学部研究論集』第 38 号, 35-51.
- 高橋若菜、小池由佳 (2018) 「原発避難生活史 (1) 事故から本避難に至る道 - 原発避難者新潟訴訟・原告 237 世帯の陳述書をもととした量的考察 -」『宇都宮大学国際学部研究論集』第 46 号, 51 - 71.
- 高橋若菜、小池由佳 (2019) 「原発避難生活史 (2) 事故から本避難に至る道 - 原発避難者新潟訴訟・原告 237 世帯の陳述書をもととした量的考察 -」『宇都宮大学国際学部研究論集』第 47 号, 91-111.
- 高橋若菜、清水奈名子、阪本公美子、小池由佳、関礼子、高木竜輔、藤川賢 (2018) 『2017 年度新潟県委託 福島第一原発事故による避難生活に関するテーマ別調査業務調査研究報告書—子育て世帯の避難生活に関する量的質的調査』: <http://www.pref.niigata.lg.jp/shinsaifukkoushien/1356877762498.html> (2019. 5. 25 閲覧)。
- 高橋若菜編、田口卓臣、松井克浩 (2016) 『原発避難と創発的支援—活かされた中越の災害対応経験』本の泉社。
- 高橋若菜、田口卓臣編 (2014) 『お母さんを支えつづけたい—原発避難と新潟の地域社会』本の泉社。
- 新潟県 (2018) [『福島第一原発事故による避難生活に関する総合的調査報告書』 [http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/813/793/99_all_051635,0.pdf] (2019. 5. 25 閲覧)。
- 日本弁護士連合会 (2017) 『弁護士白書 2017 年版』日本弁護士連合会。
- 復興庁 (2016) 「全国の避難者の数 (所在都道府県別・所在施設別の数)」平成 28 年 9 月 30 日 [<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/hinanshasuu.html>] (2019. 5. 25 閲覧)。
- 山形県広域支援対策本部避難者支援班 (2014) 避難者アンケート調査集計結果 [<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/020072/fukkou/anketo/H26shuukeikekka.pdf>] (2019. 5. 25 閲覧)。
- 山根純佳 (2013) 「原発事故による「母子避難」問題とその支援—山形県における避難者調査のデータから—」『山形大学人文学部研究年報』第 10 号, 37-51.
- 除本理史 (2013) 『原発賠償を問う: 曖昧な責任、翻弄される避難者』岩波書店。

Life History of Nuclear Evacuees in Yamagata (1)

From Accident to Evacuation

Quantitative Analysis of the Statements of Plaintiffs from 200 Households in the Fukushima Nuclear Accident Compensation Case in Yamagata

TAKAHASHI Wakana and KOIKE Yuka

Abstract

This paper presents the first half of a 7-year life history of nuclear evacuees, based on a quantitative analysis of the statements of plaintiffs from 200 households in the Fukushima nuclear accident compensation case in Yamagata Prefecture of Japan.

The evacuees from inside evacuation zones were comprehensively forced to lose their livelihoods, food, clothing and housing from the beginning. Many of them had no place to return to and had to change their place of residence several times. Families and communities were fragmented and most evacuees suffered from isolation. Their stories detailed horrific suffering and ongoing hardship.

On the other hand, many of the evacuees from outside evacuation zones returned home due to the resumption of schools and workplaces. However, living in an extraordinary environment was a hardship for them, in particular for families with infants and children. Some children suffered from abnormal health conditions. Many parents expressed regret for allowing their children to be exposed to radiation and feared adverse effects in the future. Most gathered information and about half of them measured radiation levels by themselves. They carefully considered measures to eliminate radiation risk. Re-evacuation occurred as a rational choice for individuals. At the same time, it was a bitter decision which required various self-sacrifices, such as an increased economic burden, loss of work or household separation, loss of human relations and social relations, mostly caused by recognition gaps over radiation risks and evacuation. More than 60% of them decided to live apart; mothers with infants and children evacuated, while husbands remained in Fukushima due to work and commuted to their family over weekends driving several hours. During this process, many doubted that the government had properly provided them with information, support or compensation. Eventually, many came to distrust not only the TEPCO but also the government.

(2019年5月31日受理)